

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 7日

寝屋川市長 様



提出者

住 所 大阪府堺市西区築港新町一丁5番38

氏 名 DINS関西株式会社

代表取締役 大田 成幸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-245-7777

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DINS関西株式会社 R&E事業所
事業場の所在地	大阪府寝屋川市太秦高塚町12番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
② 事業の規模	製造品出荷額：12,037,435円
③ 従業員数	24人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1及び2の通り

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙3の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	排出量	6903 t	769 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械脱水機及び乾燥機の管理を強化しました。</li> <li>・成型不良及び製品ロス品の抑制に繋げるべく管理を強化しました。</li> </ul>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	排出量	6512 t	723 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル対象量を上げられるよう、操業方法を随時見直します。</li> <li>・設備メンテナンスを適切に行い、産廃発生量を抑制します。</li> <li>・水処理汚泥脱水機の定期点検を行い、脱水量を維持します。</li> </ul>		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック、有機性汚泥、金属くずはそれぞれ分別して保管しています。</li> </ul>		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・特にありません。</li> </ul>		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

金属くず			
0 t	t	t	t

②計画

金属くず			
0.3 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4    年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	187 t
(これまでに実施した取組)			
・水処理施設の維持管理及び脱水機の点検・メンテナンスの継続。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	176 t
(今後実施する予定の取組)			
・水処理施設の維持管理及び脱水機の点検・メンテナンスを適正に実施・継続する。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

金属くず			
t	t	t	t

②計画

金属くず			
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

金属くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

金属くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	全処理委託量	6903 t	582 t
	優良認定処理業者への処理委託量	6903 t	582 t
	再生利用業者への処理委託量	6203 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	700 t	582 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPF原料生産事業者に廃棄物を処理委託。</li> <li>・中間処理業者及び再生事業工場の視察・訪問を定期的実施。</li> </ul>			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

金属くず			
t	t	t	t

②計画

金属くず			
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

金属くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機性汚泥
	全処理委託量	6512 t	547 t
	優良認定処理業者への処理委託量	6512 t	547 t
	再生利用業者への処理委託量	5854 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	658 t	547 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・主に優良認定処理業者及び再生利用(RPF原料生産)業者に廃棄物を処理委託することとしている。 ・中間処理業者及び再生事業工場の視察・訪問を定期的に行う。		
※事務処理欄			



②計画

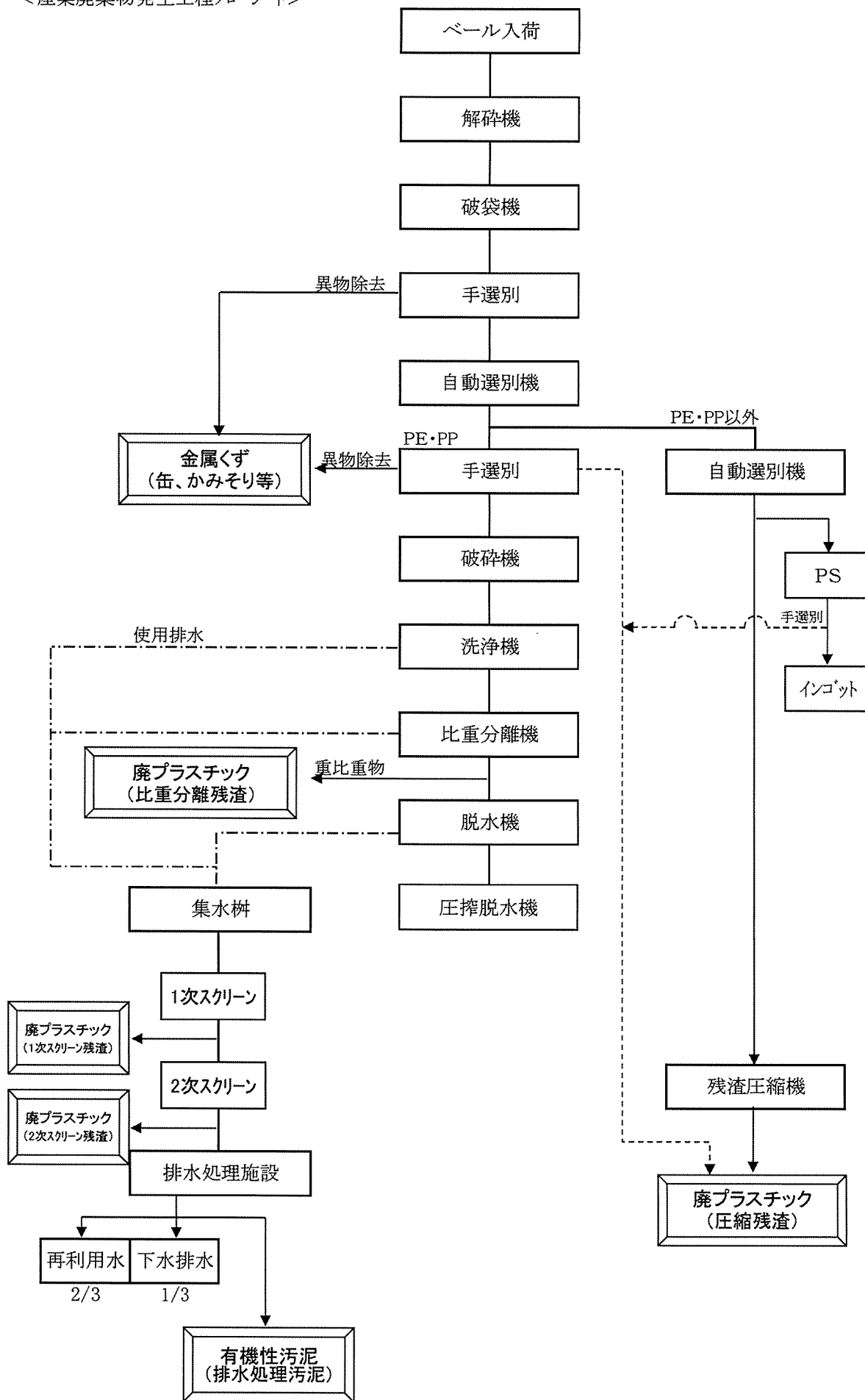
金属くず			
0.3 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0.3 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。

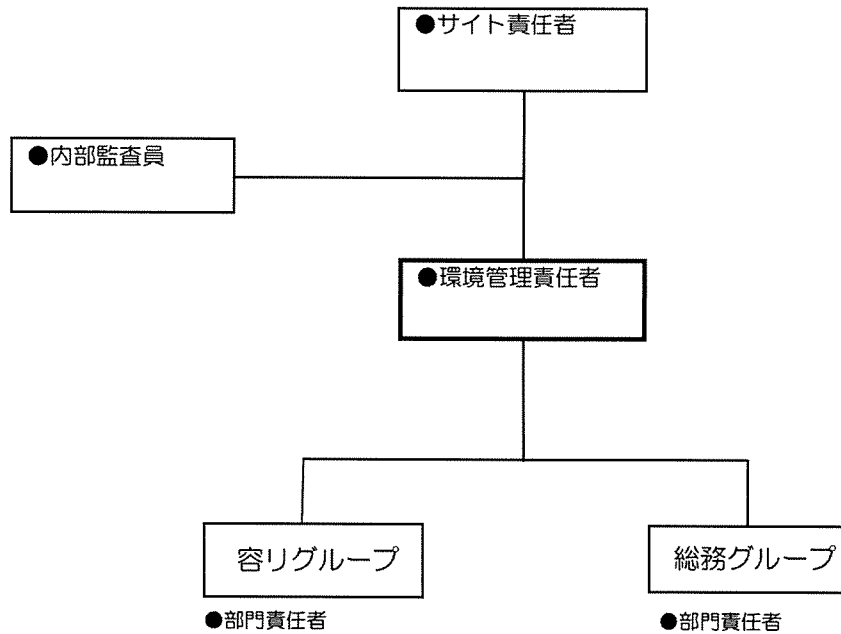
<産業廃棄物発生工程フローシート>



<産業廃棄物 処理工程フローシート>



### 組織図



#### 【環境管理責任者の役割、責任及び権限】

- ・ 環境管理責任者は、サイト責任者が任命する。
- ・ 環境管理責任者は、実行計画表に示された役割のほか、他の責任にかかわらず、環境マネジメントシステムが確立、実施、維持されることを確実にするための責任と権限を与えられる。
- ・ 環境管理責任者は、実行計画、目的・目標設定、文書の登録・改訂の承認を行う。
- ・ 環境管理責任者は、サイト責任者に環境マネジメントシステムのパフォーマンスを報告する。

容リグループ … 容器包装プラスチックを再生処理(原料化)する工程を管理する。

総務グループ … 総務関連の整理、運営データの加工・管理を行う。